

座間市立東中学校 部活動に係る活動方針

令和元年 10月 1日

1 部活動の基本的な考え方

部活動は、生徒の主體的、自主的活動であり、保護者と教職員の協力のもと、生徒一人ひとりの能力の開発と伸長を期して行う。また、部活動は、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする。

2 運営体制

- ・基本的には、「座間市立中学校に係る部活動の方針」に則り、運営する。
- ・顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に配付する。

3 活動日と活動時間

- ・部活動を実施するに当たって、1週につき2日以上休養日を設ける。平日のうち少なくとも1日、また休日（土曜日、日曜日、祝日等）のうち少なくとも1日以上を休養日とする。休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・部活動を行う1年間を52週とみなし、平日及び休日それぞれに対して52日以上休養日を、柔軟に設定し、その際、ひと月のうちにも、平日及び休日に必ず休養日を設定する。
- ・活動にあたっては、最終下校時刻を守る。
- ・1日の活動時間を、長くとも平日は2時間程度、長期休業中及び休日（土曜日、日曜日、祝日等）は、3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。
- ・朝練習の時間は1時間以内とし、授業に支障のないように配慮する。
- ・定期テストのある場合は、中間テストは3日前、期末テストは7日前から活動を休止する等の配慮をする。ただし、公式試合等がある場合の練習については、体調に影響しない範囲で許可することがある。

4 留意事項

- ・指導計画を作成するにあたっては、生徒の状況に応じた活動目標を定め、目標に向かって無理のない計画を立てるとともに、学年差、男女差、個人差に配慮した活動内容・方法を工夫する。
- ・活動の目的・内容等については、生徒に十分理解させる。
- ・望ましい人間関係の育成に留意し、各部に明朗・快活な気風を育てるようにするとともに、保護者とも十分連絡を取り合い、共通理解を図るようにする。
- ・生徒の健康管理については、日常の観察等を十分行い、生徒の健康状態を把握するよう努める。
- ・顧問及び部活動指導者は、指導と称して殴る蹴る等の行為はもちろんのこと、健康・安全管理の点から認め難いまたは限度を超えたような肉体的・精神的負荷を課す行為、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントと判断される発言や行為、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねあるいは否定する行為等は、決して行わない。

5 その他

- ・生徒を校外の活動に参加させる場合は、本人の意思、健康などに十分配慮するとともに、保護者の了解を得る。
- ・部活動保護者会を年1回以上設け、部の方針・組織・活動計画・会計等を明確にするとともに、保護者との間に意志の疎通が十分に図れるようにする。